

## 監 査 委 員 会 議 要 録

1 日 時 令和8年5月21日（木） 午前9時52分～午前10時4分

2 場 所 オンライン会議

3 出席者 池田委員 若原委員 吉田委員 内山職務執行者  
事務局長 事務局次長代理 事務局職員3名

#### 4 議 題

- (1) 監査委員職務執行者について  
代表監査委員職務代理について  
監査委員会議座長代理について  
氏名の順序について

- 代表監査委員が、内山委員が昨日で任期満了となり、本日から後任者が選任されるまでの間、地方自治法第197条ただし書の規定に基づき、「監査委員職務執行者」として職務を行う旨説明した。  
代表監査委員職務代理及び監査委員会議座長代理を務めていた内山委員が「監査委員職務執行者」となったことに伴い、職務代理及び座長代理を若原委員と決定した。  
氏名の順序について、池田委員、若原委員、吉田委員、内山職務執行者の順と決定した。

- (2) 地方自治法第242条の規定に基づく住民監査請求による監査結果等の公表内容について

- 事務局から、「令和8年5月1日から、告示方法が区役所の門前掲示場に紙文書を掲示する方法から、原則として、区のホームページの電子掲示場に電子文書を掲載する方法に変更されたことに伴い、個人情報保護の観点から、監査結果等の公表内容を変更する」旨の説明を受け、審議した結果、公表内容を変更することとし、請求人の住所の記載は省略し、氏名は仮名（A、B、C等）で表記することに決定した。

- (3) 住民監査請求について  
＜杉並区長の庁有車の使用に関する住民監査請求＞  
・ 住民監査請求に係る審議について

- 事務局から説明を受け、審議した結果、請求に理由がないとする監査委員等（池田委員、若原委員及び内山職務執行者）の見解と、請求に理由があるとする監査委員（吉田委員）の見解に分かれ、合議が調わず、監査結果を決定することができなかったため、審議の結果を、議長及び区長に報告し、請求人に通知するとともに、公表することとした。

## 5 配布資料

- (1) 監査委員職務執行者について  
代表監査委員職務代理について  
監査委員会議座長代理について  
氏名の順序について

① 資料なし

- (2) 地方自治法第242条の規定に基づく住民監査請求による監査結果等の  
公表内容について

① 地方自治法第242条の規定に基づく住民監査請求による監査結果等の公表内  
容について (案)

- (3) 住民監査請求について  
＜杉並区長の庁有車の使用に関する住民監査請求＞  
・ 住民監査請求に係る審議について

① 杉並区職員措置請求審議の結果 (案)

② 区長の庁有車の使用に関する住民監査請求の審議の結果について (報告)  
(案)

③ 区長の庁有車の使用に関する住民監査請求の審議の結果について (通知)  
(案)

④ 杉並区職員措置請求審議の結果の公表文 (告示文) (案)